

令和4年5月19日

関係者各位

社会福祉法人ウエルガーデン

### 当面の面会制限の継続について

18 都道府県に発出されていたまん延防止等重点措置解除から早 2 か月が経過します。法人としては感染者の高止まりが続いているため、解除日から1か月ごとの単位で経過観察をし、当面5月21日まで対面面会の自粛をお願いさせていただきました。

5月は緊急事態制限等の制限がない中でのゴールデンウィークがあり、各地で多くの人出があったようですが、ゴールデンウィーク前の週と比較しても感染者は減少傾向にあります。

とは言え、5月19日現在で東京都は4,355人・埼玉県は1,525人・千葉県は1,047人と未だ感染者数は多い状態が続いているのも事実です。

これらを踏まえ法人内で協議させていただきましたが、更に1か月間様子観察をさせて頂き、1か月後が現在よりも減少している場合又は現状程度で推移している場合には、ウィズコロナを考慮し面会条件を定めさせて頂くなどして、対面面会に向けた検討を進めていきたいと考えています。当面の対応は下記のとおりので取り扱いますので宜しくお願い申し上げます。

### 記

○「現状」令和4年3月22日～令和4年5月21日 オンライン面会のみ可

○「今後」令和4年5月22日～令和4年6月21日 オンライン面会のみ可

○令和4年6月22日以降は直前の感染者数が現状維持又は減少している場合は、条件付き面会を進めることを計画しています。(但し、事情で変更になる場合もあります。)

※衣替えの時期でもありますので、衣類の入れ替えを希望される方は施設へ事前にお申し出下さい。但し、部屋への入室のみに限らせて頂きます。入室の際はマスク・フェイスシールドを着用し、手洗い・手指消毒してから入室して下さい。その間ご入居者は居室の外に出て頂きますのでご了承下さい。

以上